

1950年「婚姻法」の施行から見た 中国社会の変容

隋 藝

概 要

1950年5月1日、中華人民共和国の初めての法律として、「中華人民共和国婚姻法」が正式に公布された。「婚姻法」の実施には、伝統心性と新しい婚姻観念との衝突が伴っていた。1953年に貫徹婚姻法運動が行われてから、「婚姻法」と新しい婚姻観念が次第に広がっていった。民衆は法律や政策に基づいて自らの権利を主張したり、ひいては欲望を満たしたりするために、その積極性と主体性を見せた。また、「婚姻法」実施が生じた社会問題は生産動員を制約する要素となった。若者の恋愛・婚姻に関する問題を処理する際に、常に階級イデオロギーや政治運動の要素が交えられた。一方で、政府と組織は法律の正当性を慎重に維持して、貫徹婚姻法運動を推進しようとした。1950年「婚姻法」実施は人民共和国初期、法律の施行と伝統、政治との衝突を集約に表した。

キーワード

婚姻法、生産動員、政治運動、伝統心性、一二九工場

はじめに

1949年、中華人民共和国が建国したが、長年の戦争を経て、国民党残存勢力などの反共産党勢力は依然として存在しており、国民経済は衰微していた。そして、1949年から1956年（社会主義改造が完成して、社会主義制度が確立した時期）までは中共政権にとって、政権を固め、国民経済を回復する肝心な時期であった。ところが国家制度はまだ整えておらず、中共は都市と全国を統一して管理する経験を欠いていた。こうした状況下、国家管理と社会統制において、中共は革命期に形成された大衆動員を伴う政治運動の手法を継続した。たとえば、「反革命鎮圧」、抗米援朝運動、「三反」「五反」運動などがよく知られて

いる。その一方で、基層政権¹の建設、制度の整備、法律の施行など統治の制度化と規範化が模索された。それゆえ、当該時期は人民共和国の国家制度と統治体制を次第に確立していく時期でもあった。そして、当時の社会統合において、大衆動員・政治運動とともに、新たに模索された制度や法律などもある。大衆動員・政治運動に対して、社会統制の制度化と規範化はいかに推進されたのか、例えば、法律の施行は大衆動員・政治運動と遭遇したらどのような現象が見られるのか。人民共和国初期の社会変革を理解するために、これらの問題を解明する必要がある。

1950年5月に、「中華人民共和国婚姻法」（以下1950年「婚姻法」と略す）が人民共和国の初めての法律として公布された。その施行過程は20世紀50年代初頭の複雑な国内・国外の環境下、法律の施行と伝統・政治と絡み合っていた様子を集中に反映している。また、1950年「婚姻法」の施行により政権側が人々の身体・ジェンダー秩序を国家権力の管理下に収めていく中で、個人、社会、国家権力との相互関係をうかがえる。

中国の女性解放とは抑圧され、搾取された階級としての女性の権利の実現を目指すものであるため、民族解放と階級解放の範囲を超えることができない²。日中戦争中、男性とともに女性を抗日救国へ動員すること、国内内戦中、戦争を支援するために生産へ女性を動員することは中共や国民党にとっての女性解放の課題であった。要するに、女性解放は革命の目的でもあれば、革命の措置でもある。また、その女性解放において、婚姻権利は肝心な問題となる。

人民共和国建国後、女性解放・婚姻改革は依然として、民族解放・階級解放・社会主義建設のために奉仕していた。そして、1950年「婚姻法」は民衆の伝統心性に抵抗されただけでなく、生産動員や高度政治化の社会環境とも軋轢が生じた。

近年、1950年「婚姻法」に関する歴史学的研究はかなり蓄積されてきた。全国視野の研究もあれば³、地域研究もあり、これらの研究は「婚姻法」の各地域で施行する過程、及び生じた社会問題を分析している⁴。ある研究は「婚姻法」が伝統的家父長制の家族制度を打破して、女性解放を推進したことに着目した⁵。また、「婚姻法」によって、法律的

1 「基層」とは、中共中央や国家に対して社会の末端で生活する民衆とこれらの民衆によって構成された組織を指し、時には地方の末端の幹部も含める。そして「基層政権」は中央政権に対して直接基層民衆と触れ合う政権である。本稿では、「基層政権」の構成要素として具体的には市レベル以下の政権機関を指す。

2 左際平「20世紀50年代的婦女解放和男女義務平等」『社会』2005年1期。

3 代表的な研究は、張希坡『中国婚姻立法史』人民出版社，2004年；湯水清「“離婚法”与“結婚法”：20世紀50年代初期郷村民衆对婚姻法的誤読」『復旦学報（社会科学版）』2011年第6期；劉維芳「1950年『中華人民共和国婚姻法』貫徹施行的歷史考察」『中華女子学院学報』2020年第6期，などがある。

4 代表的な研究は、楊麗萍「新中国成立初期上海貫徹婚姻法運動」『中共党史研究』2006年第1期；張海榮「二十世紀五十年代初期『婚姻法』郷村執行問題再審視」『中共党史研究』2012年第12期；張志永、李月璽「1950年『婚姻法』と華北農村婚姻制度的鼎革」『当代中国史研究』2015年第3期，などがある。

5 例えば、李洪河「新中国成立初期中南区婚姻制度的改革」『当代中国史研究』2009年04期；馬慧芳「新中

平等や新たな社会規範が形成されたことに注目した研究もある⁶。その中で、女性と革命、社会変革との相互関係をめぐる研究は、婚姻改革における女性の主体性を考察して、女性は単なる婚姻改革の対象だけではなく、女性は積極的に政治手法と法律を学び、自らの権利を主張することを強調した。これらの研究では、婚姻改革があった抵抗は具体的な時間と空間の中で分析すべく、婚姻改革と伝統心性との二元対立だけに限定してはならないと指摘された⁷。

しかし、従来の研究は往々にして歴史資料に制限されたために、1950年の「婚姻法」施行の曲折がある過程について、伝統心性や同時期の政治運動に対する妥協の結果などとして説明されてきた。本稿では、公刊された資料のほかに『内部参考』や瀋陽市の檔案を用いる。例えば、貫徹婚姻法運動が同時期の政治運動と影響し合う関係を深く分析する。また、地方の小さい事件と広域の歴史とをリンクする視点を強化して、「婚姻法」が施行する際のミクロな事例が、どのように人民共和国初期の社会変容の中で位置付けられるかを考察する余地もまだ残されている。

本稿は1950年「婚姻法」施行のマクロな背景とミクロな事例とを有効に融合して考察する。個別な事例を通じて、「婚姻法」施行に際して、新しい観念と伝統心性との衝突、民衆⁸の行為を分析する。また、「婚姻法」施行を手掛かりに、法律の施行と政治運動、生産動員との相互関係を検討する。これらの問題の解明は人民共和国初期の女性解放と婚姻改革の施行過程を理解するためだけではなく、当該時期基層社会の変容に対する理解を深めるのにも有益である。

国成立初農村婦女婚姻家庭地位提高的原因』『党史文苑』2012年第1期、など。

- 6 例えば、張志永『婚姻制度從傳統到現代的過渡—1950—1956年華北省婚姻制度改革研究』中国社会科学出版社、2006年；黄宗智「離婚法実践：当代中国法廷調解制度的起源、虚構和現実』『中国鄉村研究』第4輯、など。
- 7 例えば、叢小平「左潤訴王銀鎖—20世紀40年代陝甘寧辺区的婦女、婚姻与国家建構—』『開放時代』2009年10月；Cong, X., *Marriage, Law and Gender in Revolutionary China, 1940-1960*. Cambridge: Cambridge University Press, 2016；隋藝「女性解放・婚姻改革から見る中国共産党革命」、『現代中国』2016年90号、など。
- 8 共産党の公文書や公開史料において、「群衆」(masses)や「人民」という言葉が多く用いられている。本稿で利用する中国語史料の原文の中用いられている「群衆」という表現に対応する日本語訳としては、基本的に日本における中国革命史研究の慣例に従って「大衆」を用いる。例えば、「大衆工作」「大衆動員」「大衆運動」などである。ただし、このような「大衆」という言葉には、中共のイデオロギーが加味されているため、本稿ではフランス革命で用いられる「民衆」(people)との分析概念を用いる(ジュール・ミシュレによる1846年の『民衆』(大野一道訳、みすず書房、1977年)、1847-1853年の『フランス革命史(上下)』(桑原武夫、樋口謹一、多田道太郎訳、中公文庫、2006年)が代表的である)。すなわち、「民衆」という用語を基層社会において生活を営む人々、さらにはこれらの人々の自立的、自主的な側面を強調する表現として使用する。

I. 1950年「婚姻法」の公布と施行

1950年5月1日、中共中央は「婚姻法」を正式に公布した。1950年「婚姻法」は一夫多妻、未亡人の再婚の阻止、童養媳、結納金など伝統的な婚姻制度を廃止して、婚姻の自由、男女平等といった女性の権利を保護することを原則としていた⁹。「婚姻法」は古い婚姻制度を捨てて、新しい婚姻制度を立てるだけでなく、さらにそのジェンダー観念を改変した。伝統的な儒教的婚姻制度と対立して、父権・夫権が女性に対する支配を打破することは、必ず家父長と家族成員・男女・異なる世代の女性の間には摩擦を引き起こした。このように「婚姻法」の革命性は土地改革には劣らないと言える。

『人民日報』を統計した結果によれば、「婚姻法」の宣伝と施行は三つの時期に分けることができる¹⁰。すなわち、1950年5月「婚姻法」公布の前後、1951年9月「婚姻法」施行状況を検査する前後、1953年3月貫徹婚姻法運動（「婚姻法」を徹底するキャンペーン）の前後である。また、『東北日報』を統計した結果によれば、東北地域における「婚姻法」の宣伝と施行は概ね全国と一致していた¹¹。

1953年まで「婚姻法」の施行をリードする組織がなく、継続的に行われなかった。1950年5月の「婚姻法」公布後、そして1951年9月に『關於検査婚姻法執行情況的指示』が出された後、「婚姻法」の宣伝と施行が一時的に盛んになったが、間もなく下火となった。また、「婚姻法」施行において、さまざまな問題が生じた。一般民衆だけではなく、「区と村の幹部の思想はまだ封建的な残りかすがあり、離婚した女性は品行が悪いと思っている」、そのため、「女性の利益に関心を持たず、さらに手続きなどを口実に女性の権利を妨害して、抑圧する」、「女性を虐殺する事件に対しても冷たい態度をとる」¹²。婚姻問題を原因とした殺人事件は全国的に非常に広く見られた。例えば、1951年の指示では「四川省北区の八の県は一月から四月まで、婚姻問題を原因とする殺害案件は116件、傷害事件は56件、平原省聊城専区はこの春から婚姻問題を原因として、自殺及び他殺された女性は56人に達した」とある¹³。

1952年末、朝鮮戦争は膠着段階に入り、国内の土地改革、反革命鎮圧、「三反」「五反」運動が完了した後、中共中央は「中共中央關於貫徹婚姻法的指示」を出した。この指示で

9 「中華人民共和国婚姻法」, 中華全国婦女聯合会『中国婦女運動重要文獻』人民出版社, 1979年, 199-203頁。

10 前掲「“離婚法”与“婦女法”: 20世紀50年代初期鄉村民衆对婚姻法的誤讀」。

11 隋藝「女性解放・婚姻改革から見る中国共産党革命」。

12 「糾正幾個有關婚姻問題的錯誤 (中央人民政府最高人民法院, 司法部, 内務部指示) (1952年12月25日), 瀋陽市檔案館 Z8-1-89。

13 「繼續貫徹婚姻法的指示 (中央人民政府内務部, 司法部指示) (1952年7月25日) 瀋陽市檔案館 Z8-1-89。

は、「婚姻法」を徹底させて、婚姻届の制度を完全させることや、1953年3月を「婚姻法」の宣伝と貫徹のキャンペーン月とすることが要求された。また、「婚姻制度の改革は人民の内部の事であり、長期にわたって、辛抱強く推進すべきである。乱暴で焦る態度と階級闘争のやり方を取ってはいけない」と指示された¹⁴。1953年1月14日、中央貫徹婚姻法運動委員会は北京で組織されて、第一回の委員会議が開催された¹⁵。その後、各大行政区と省・市は次第に貫徹婚姻法運動委員会を設立した。さらに、街や工場などの基層組織へ工作組を派遣した¹⁶。それで、「婚姻法」の施行をリードする組織が形成され、また、「婚姻法」施行の状況を指導と監督するように中共中央はたびたび通知と指示などを出した。

II. 観念の転換

「婚姻法」は古い制度を打破して、新しい制度を立てるだけでなく、さらに新しい観念が古い観念に代わるのであった。1953年貫徹婚姻法運動まで、「婚姻法」が伝統心性に抵抗されたため、さまざまな社会問題が発生して、女性解放と婚姻改革を妨害しただけではなく、その悪影響は国民経済回復の生産動員にも及ぼした。

女性は「婚姻法」の主要な保護対象であるが、女性自身が持っている伝統的な男尊女卑の観念は根強く、女性解放と婚姻改革の主要な障害の一つともなった。例えば、「多くの家庭主婦は深刻な劣等感を抱き、自らの労働を適切に評価しない。食べるのも着るのも男性(夫)に依存しており、独立して生活できず、どうやって男女平等できるのかと思っている」¹⁷。また、一部の「女性は自覚が足りなくて、虐待をじっと耐えている。ある22歳の女性は47歳の男性と重婚することに固執していた。姉妹二人で一人の男性と結婚しているのは三件ある。いくら教育しても改めない」¹⁸。

その一方で、一部の若い女性は自らの利益を追求したり、不合理の要求を満たしたりするために、「婚姻法」の施行において積極性と主体性を見せた。例えば、「遼西の昌北県四区賀家村の婦女会の主任は婚姻法を誤解し、婦女大会で『女性が解放された。男女自由、自ら相手を探す。女性は不倫をしても、他人に干渉させない』といった。現在その村の女

14 『建国以来毛沢東文稿』第3冊、中央文献出版社1989年、612-613頁。

15 「中央貫徹婚姻法運動委員会開会 討論開展貫徹婚姻法運動的問題」『人民日報』1953年1月16日。

16 「各地進行貫徹婚姻法運動の準備工作 各大行政区相継成立貫徹婚姻法運動委員会」『人民日報』1953年1月17日。

17 『瀋陽市瀋河区老堆子街婚姻法執行情况的検査試点簡結』（1952年12月29日）瀋陽市檔案館 Z8-1-89。

18 『検査皇姑区克儉街婚姻法執行情况的報告』（1952年12月23日）瀋陽市檔案館 Z8-1-89。

性は生産に参加しなくなった」¹⁹。これらの事例から、女性は単に受け身として「婚姻法」の枠の中で自らの権利を守るだけでなく、同時に政治的手法を習得して積極的に自らの利益のために政策と法律の正当性を求めた。以上の現象はまた「婚姻法」は伝統心性に大きな衝撃を与えたことを物語った。女性解放と婚姻改革は女性を含めて人々の伝統心性と自己打算に妨げられた。

「婚姻法」に抵抗したり、不当な男女関係のために利用したりした女性がいたが、多数の女性は次第に「婚姻法」を受け入れ、「婚姻法」に基づいて自らの権利を主張した。例えば、農村と鉱工業の中で、女性が離婚を要求する現象が現れた²⁰。そのため男性が離婚の不安や結婚の困難にさらされた。農民は「良い生活ができなくなってしまうよ。政府が離婚を許すなら、だれが我々農民と一緒に生活したいのか、全身が牛糞の匂いをしているから」と思っていた。「遼東の多くの労働者は、女性労働者が幹部に憧れるから、婚姻法は労働者にとって不利であると考えている。ある労働者は「今回は本当にひどい、幹部は結婚の相手を持てるが、我々のような労働者は誰と付き合えるのか」と話した」²¹。次の史料は「婚姻法」施行は鉱工業の労働者の中で引き起こした問題、及び労働環境に与えた影響を示している。

当面、鉱区の特徴は男性が多く女性が少ないことであった。結婚年齢に達した、あるいは結婚年齢を過ぎた鉱区の労働者の多くは結婚できない。そのため、鉱区で婚姻法を宣伝することは困難である。具体的な情況は以下のようなものである。一、婚姻法を公布した後、数多くの鉱区では婚姻法を宣伝する際にぶつかった実際の困難〔例えば男性が多く、女性が少ない—引用者〕を解決できないため、婚姻法の宣伝をなおざりにした。労働者の婚姻法に対する認識も低かった。鶴崗の鉱区の労働者は、「共産党はなんでもよいけど、婚姻法だけはよくない。我々の妻を逃げさせた」と言った。〔中略〕三、鉱区での離婚が増えた。ほとんどは女性が申し出たのである。鉱区の労働者自身が申し出たケースは少なかった。労働者は妻と離婚することを恐れて、仕事後、家に帰ったら食事や洗濯などもしなければならなくなった。例えば、鶏西のある労働者は、ようやく結婚したのに、婚姻法が公布されると、妻から離婚を申し出られた。彼は「離婚さえしなければ、欲しいものはなんでもあげる」としきりに哀願した。しかし、妻は離婚に固執したため、彼は泣き叫び、銃をもって妻を探し出し、彼女の背中を撃ってから自殺した。阜新のある鉱区の労働者は、妻が逃げた後、泣いて床に倒れ、「戻ってきたら、引き続き大切にすると、妻を探して返って

19 「遼西婦女誤解婚姻法影響生産，幹部家族改嫁引起情緒波動」『内部参考』1950年6月2日。

20 「遼東，遼西，松江省各村農民群衆幹部對婚姻法的反映」『内部参考』1950年7月20日。

21 前掲「遼東，遼西，松江省各村農民群衆幹部對婚姻法的反映」。

くるように懇願した。四、男女関係の乱れや、強姦事件が絶えず発生した。「拉幫套」〔何人かで一人の妻を共有する—引用者〕現象も多く見られた。本溪では妻を持っている労働者は、妻を他人に強姦あるいは姦通されないように、夜勤を拒んだ。夜勤は「王八夜」と言われる。その市の裁判所では、毎月の強姦事件は十数件に上がったと報告している²²。

以上の史料に書かれたように、「婚姻法」施行した後、女性の観念が変化したから、女性の主張による離婚が急増して、男性労働者は離婚の危機にさらされた。そして、離婚をさせないために、男性労働者はすべての家事を負担したりするだけでなく、殺人または自殺事件さえ引き起こした。一方、男女関係の乱れが目立つようになった。これらの「婚姻法」の施行にともなった社会問題は男性労働者の労働意欲に影響を与えた。ゆえに、地方幹部は混乱や生産任務の完成に影響することを恐れて、「婚姻法」関係の報道がある新聞をわざと隠したことがよくあった²³。

国民経済を回復することを優先していたため、「婚姻法」に伴った各種の社会問題に対して、東北局は婚姻問題を迅速に処理することよりは社会の安定を重視することを明確に指示した²⁴。1952年末、「婚姻法」を徹底する状況を検査した結果によれば、鉱工業分野では「婚姻法」の宣伝と徹底にとりわけ消極的であった。例えば、「婚姻法」はすでに2年間余り施行したが、「国营工場の労働者は「我が工場では、貧しさの原因を探したり、潜在力を発揮させたりしてばかりで、「婚姻法」の宣伝は一回も聞いたことがない」と報告した²⁵。「瀋陽市紡績工場、三年来婚姻問題に関する講座や「婚姻法」の宣伝・教育工作は一回も行わなかった²⁶。

また、「婚姻法」には伝統的な婚姻制度の結納金を廃止する内容が盛り込まれていた。若者とくに若い女性は次第に「結婚相手を選ぶ基準を変えた。お金の多寡や家柄の優劣によるのではなく、身体と学業がよい、労働が好き、政治において進歩的であることが相手を選ぶ基準となった²⁷。しかし、農民と労働者の男性にとって、結納金は金銭の借り貸しを通じて解決できて、親が取り決める形で何とか結婚できるに対して、思想、勉強、政治などの側面の隔たりを比較的埋めがたいであった。さらに、「婚姻法」は女性に相手を選択する自由と離婚の自由を与えたために、「相手を選ぶ際に、まず地位、顔、教

22 「東北鉱工の婚姻問題仍得不到適當解決」『内部参考』1953年2月10日。

23 前掲「遼東、遼西、松江省各村農民群衆幹部对婚姻法的反映」。

24 「東北婚姻法運動準備工作中的三個問題」『内部参考』1953年1月27日。

25 前掲『検査皇姑区克儉街婚姻法執行情況報告』。

26 『調査工廠、機関執行婚姻法的情況報告』（1952年12月23日）瀋陽市檔案館 Z8-2-40。

27 『瀋陽市貫徹婚姻法運動後的婚姻工作情况報告』（1954年10月30日）瀋陽市檔案館 Z8-1-136。

養水準を見る」のが少なくなかった²⁸。女性は自然に幹部に憧れるため、結婚における基層民衆と幹部との格差や、労働者の結婚の困難がさらに深刻化した。

その一方、一部の男性幹部も「婚姻法」を利用して、「遅れている妻」や「年を取った妻」と離婚するように要求した。その理由はたいてい「(1) 女性は家庭の中の主婦であって、遅れており、社会活動に参加できず、自分〔男性幹部の出世—引用者〕にとって何のためにもならない。(2) 女性が村の幹部で黨員であっても、仕事のためにいつも一緒にいることができない。そして仲が悪いという口実で離婚を申し出る。(3) 結婚後、女性は何人もの子供を産んだ後には、年を取ったといやがられる」²⁹。以上のように新しい結婚観念が形成する過程で生じたずれば、女性解放と婚姻改革の新たな抵抗力ともなった。

1953年上半期、貫徹婚姻法運動は上述の「婚姻法」施行に伴った社会問題と誤った観念を是正しようとした。ところが、ますます多くの女性が恋愛と婚姻の自由を求めることは、また当該時期の生産動員との間に新たな矛盾を生じさせた。以下の1954年の史料はこの種の社会問題を示した。

瀋陽市のシガレット工場(女性労働者が多い)は、土曜日の午後と月曜日の午前には生産率が低くなる。なぜならば、土曜日の午後になると、労働者は「早く上がって、デートにいこう」と考えるからである。また、外から電話がかかってくると、帰りたくなったり、踊りに行きたくなったりするなど、生産に対する気持ちが不安定となる。日曜日の後、遊びや家族のことに疲れて、月曜日の仕事にはまだ気持ちが安定していないため、生産率が低くなる。工場のたばこのグループの統計によれば、一日の生産率は0.42%低くなる。そのため、生産任務を完成するために機械や人手を増やすしかない(月曜日になると機械一台、労働者三名を増やす)³⁰。

女性は長年に伝統的家族制度と観念に束縛されていたので、いったんその束縛から解放されると、恋愛・婚姻の自由を追求する現象が一気に現れて、生産に影響したと考えられる。1953年まで「婚姻法」が引き起こした結婚困難と離婚の不安は、男女の労働意欲を妨害した。1953年以降になると、女性が恋愛・婚姻の自由を追求する現象は、女性の生産効率に影響した。したがって、「婚姻法」施行は、終始、生産動員と相互に制約する関係が存在していた。「婚姻法」は国民経済回復のために、女性労働力を確保するように法律的根拠を提供したが、それに伴う社会問題はまた生産を制約する要素となってしまった。

28 『調査工廠、機関執行婚姻法的情况報告』(1952年12月23日)瀋陽市檔案館 Z8-2-40。

29 前掲「遼東、遼西、松江省各村農民群衆幹部对婚姻法的反映」。

30 前掲『瀋陽市貫徹婚姻法運動後的婚姻工作情况報告』。

Ⅲ. 貫徹婚姻法運動と政治化する社会

1. 高度に政治化する社会

1949年から1979年までは、「大衆運動の時代」であり、1950年代初頭はその「大衆運動の時代」の開幕ともいわれる³¹。中共は根拠地建設の時の大衆動員と政治運動の経験を国家建設に持ち込んだ。「反動党団特登記」「反革命鎮圧」「三反五反」など、ひいては基層政権建設においても「説理闘争」（道理をといて、闘争する）などの動員を展開した。中共による大衆を立ち上がらせる手法は隔々にまで見られる。これらの政治運動を通じて敵を排除して古い制度を廃止して、新しい体制を立てるだけでなく、中共のイデオロギーに基づいた社会規範、生活態度、価値観も基層社会へ浸透していった。

1953年貫徹婚姻法運動の際、中国の基層社会はかなり政治化された。中共の政治運動の手法は人々の身体に記憶された。そして、中央と地方は「婚姻法」の徹底を要求したことに対して、「大部分の人は不安を感じた。「汚職分子や反革命分子は比較的少ないから、三反運動と反革命鎮圧の闘争は我々に及ばないが、女性を抑圧することならだれでも多少したのではないか」と言っていた³²。「幹部と大衆は過去の運動の印象が深く、今回の運動に対して「無駄な運動はない」と恐れている。これは婚姻法貫徹の最大の妨害となった³³。要するに、人民共和国初期、繰り返された大衆動員・政治運動を通じて、中共のイデオロギーと政治運動の手法を人々の日常生活、考え方と身体へ染み込んでいったのである³⁴。高度に政治化した社会環境において、階級イデオロギーと政治運動の要素は「婚姻法」の施行の主要な妨害となった。

貫徹婚姻法運動では、「婚姻法」は「封建に反対する民主改革であり、土地改革などの社会改革と異なり」、「方法について、過去の社会改革運動と厳格に区別して、乱暴でむやみにことを急ぐ態度と階級闘争な方法を避けるべき」と強調された³⁵。それにも関わらず、恋愛・婚姻問題を処理する際に、階級イデオロギーと政治運動の要素が交えられていた。さらに、政治運動の要素は往々にして上位を占めていた。

31 泉谷陽子『中国建国初期の政治と経済』御茶の水書房、2007年、6頁。

32 『貫徹婚姻法運動情況簡報』第四号（1953年2月17日）瀋陽市檔案館 Z8-2-97。

33 『瀋陽市宣伝貫徹婚姻法試点工作的總結』（1953年3月）瀋陽市檔案館 Z8-1-117。

34 人民共和国初期の政治運動と民衆心性に関しては、金野純『中国社会と大衆動員：毛沢東時代の政治権力と民衆』（御茶の水書房、2008年）；隋藝『中国東北における共産党と基層民衆 1945-1951』（創土社、2018年）を参照されたい。

35 『中共瀋陽市委關於貫徹婚姻法運動的工作計劃』（1953年1月23日）瀋陽市檔案館 Z8-1-108。

2. 一二九工場の解雇事件

貫徹婚姻法運動の期間中に、東北軍区兵器部第一修理工場（「一二九工場」と略す）では、婚約したカップルが解雇された。この事件はある騒動を引き起こした。

事件の主人公の男性は張 XR, 24 歳, 1947 年に国民党軍に参加して, 1948 年に解放軍の捕虜になって, 東北軍区政治解放一団に送られた。政治教育を受けて, 張は 1952 年に故郷の区政府の紹介もあり, 一二九工場の試験に受かった。また, 国民党軍に参加した経歴のため, 戸籍を持たなかった。もう一方の主人公の女性は王 HR, 19 歳, 1952 年に一二九工場に入り, 保育員となった。

1952 年 10 月に, 張と王は知り合い, その後に付き合い始めた。二人の恋愛について, 工場長と他の幹部が猛反対した。人事部門は何度も王と個別に面談して, 「張さんは欠点が多い」, 「張さんはもう結婚していて, 何人の子供がいる」(後の調査結果によれば, これは事実ではなかった)などの理由で, 張と別れるように説得した。工場長は「張さんと王さんとの結婚を絶対に許さない」と公に態度を表明した。工場の幹部の反対を受けて, 張は動揺したが, 王の決意は固かった。そして, 二人は婚約をした。この過程において, 王と張のルームメイトは工場の幹部に, 二人の婚姻を破壊すべきではないや自由恋愛に対する態度は正しくないなどの意見を申し入れた。ただし, これらの意見は何の役も立たなかった。張の話によれば, 工場幹部に二人の結婚を同意してもらうために, 1953 年 3 月 24 日王は張の宿舎で泊まった。3 月 26 日に工場長はこのことを知り, 工場事務室で張と王とを批判して教育した。工場長は張に「犬にさえおよばない」, 「お前は臭い捕虜だったのを忘れたのか」と口汚くののしった。また, 同日のお昼に事務員幹部以上の会議を開き, 二人を公に批判した。張のルームメイトの二人まで大会でつるし上げられた。張と王を解雇する理由としては, 「肉体関係が発生した, 重婚の罪」であり, 解雇証明書には「たちが悪くて, 何度注意しても改めない」と書かれていた³⁶。

一二九工場の解雇を受けて, 3 月 28 日に張は瀋陽市貫徹婚姻法運動委員会に手紙を送った。工場が二人を解雇する理由は事実ではないこと, 幹部の官僚主義的なやり方, 解雇は労働組合と労働局を経たはず手順にあっていないなどと申し立てた。その後, 3 月 31 日, 4 月 3 日, また二回手紙を瀋陽市貫徹婚姻法運動委員会に送った。

まず, 瀋陽市貫徹婚姻法運動委員会の工場組はこの事件に対して調査を行った。調査結果は二人を解雇した本当の理由は恋愛・婚姻問題ではなかったことを指摘した。張は「(瀋陽市が)解放された後, 捕虜として東北軍区政治解放一団に送られた」こと, 「工場に

36 『關於一二九廠解雇一對青年未婚夫婦的調查材料』(1953 年 4 月 10 日), 瀋陽市檔案館 Z8-2-96。

入ってから一年を経っても戸籍を持たずに、政治経歴ははっきりしていない」ことなどが解雇の原因と認定した。王の場合は、仕事ぶりと生活態度が悪くて、こそどろを働いたことがあったから解雇された。張と王の政治経歴や仕事ぶり・生活態度の問題について、一度も処罰をしたことがないのに、直接に解雇されたのは適切ではなく、工場の幹部には封建的思想は極めて深刻であったと指摘された³⁷。

工場組の調査結果を受けて、瀋陽市貫徹婚姻法運動委員会辦公室は事件をさらに調査した。調査において、工場の党支部の総書記は「今回の解雇は過去の仕事ぶりと政治経歴に問題があったことに基づいたものである。「婚姻法」を徹底することと一切関係がないと何度も強調した」。調査の結果と意見は以下である。事件の経緯は概ね張の主張と一致した。工場幹部の「この種の言い方は明らかに工場の深刻な誤りをかばうことであり」、「解雇事件の過程は婚姻問題と密接な関係がある。解雇の処分は張と王が同棲した後であった。特に解雇は労働局の審査と登録、及び労働組合を経ていなかったのは、さらなる間違いであった」。したがって、二人の処分を撤回して、市委紀律検査委員会と市労働局による詳細な調査をしてから改めて処理すると指示された³⁸。

4月25日、瀋陽市貫徹婚姻法運動委員会は市労働局などの部門と協議して、事件に新たな処分結果を出した。まず、工場の「誤った処分は宣伝貫徹婚姻法運動の期間中に、不当な男女関係の状況下で行われたが、その（解雇の）条件はやはり仕事と政治経歴に問題があったことを主とした」。そして、王の解雇処分を撤回させて、仕事の中で教育するように決定された。張の解雇処分をそのまま維持したが、本籍地に送還して教育を経てから、瀋陽市に戻って仕事に就くことを許可し、その就職を労働局が手伝えることが決められた³⁹。

ここまで、公文書に記載された一二九工場の解雇事件が幕を閉じた。この事件から「婚姻法」を施行する過程において、新しい観念と伝統心性との衝突、及び法律の施行と政治運動と入り込んだ関係がうかがえる。また、不利な立場に置かれた人物が、「婚姻法」を盾に抵抗を試み、一定の成功を見た事例でもあった。

張と王との婚約には何の不正もなかった。王は張の宿舎に泊まったことは、当時の社会においては生活態度が悪いと批判されるべきことであったが、後に工場の大多数の労働者が取りざたしたように、このような誤りのために「解雇ではなく、教育すべき」という主張になった。

王は張の宿舎に泊まることは、解雇事件の引き金しかなかった。また、工場幹部が主張

37 『關於一二九廠解雇一對青年未婚夫婦調查情況』（1953年4月2日）、瀋陽市檔案館 Z8-2-96。

38 『關於一二九廠解雇一對青年未婚夫婦的調查材料』。

39 『對一二九廠張 XR, 王 HR 重新處理的報告』（1953年4月25日）、瀋陽市檔案館 Z8-2-96。

した仕事のやり方や生活態度などの問題も解雇処理の説得力を増すためだけであった。その後の調査では、張は仕事においては誤りがなく、成績が十分であると反論した。つまり、張と王の仕事のやり方や生活態度の問題について、その事実を知るようもなく、この事件にとって副次的な問題であった。王は張の宿舎に泊まったことが発覚された後、工場長は張に対して「お前は臭い捕虜だったのを忘れたのか」と罵ったことや、調査の中で党の書記は張の政治経歴を強調したことから、二人が解雇された根本的な原因は、張の政治経歴の問題であったと考えられる。すなわち、張の国民党軍に参加して、解放軍の捕虜になった経験は事件の鍵である。

高度に政治化した社会において、張のような政治経歴の持ち主は、極めて問題があった。これらの人々は常に各種の政治運動のつるし上げる対象となる。東北が「解放」されてから、直ちに「反動党団特登記」、「反革命鎮圧」などの運動を展開して、国民党や「満洲国」と関係のある人物を階級闘争の対象となった。工場長は「臭い捕虜だった」と張をののしったことは、すなわち敵と味方という意識、及び政治運動の手法が働いた結果と言える。このような現象は一二九工場の事件だけではなく、一般的な現象であったことを示している。たとえば、瀋陽市のある街の「婚姻法」施行の調査では、「どのような人が結婚してはいけないかと聞くと、地主、悪辣なボス、反革命分子は結婚してはいけないと答えられた」⁴⁰。したがって、張は捕虜となって、政治教育を受けてから、正規なルートで一二九工場へ入ったとしても、「反革命鎮圧」などの運動が終わったとしても、張は高度政治化の社会において「敵」と見られがちであった。

一二九工場の事件の中で、工場幹部の問題もまた深刻であった。調査の結果には、「深刻な官僚主義」と判定された。その実質は、基層幹部は婚姻問題を処理する際に階級闘争のやり方を取る傾向が強かった。張と王の解雇は貫徹婚姻法運動期間中に発生して、男女の問題を口実に張の政治経歴を清算することであろう。また、張のルームメイトは、王の泊りを止めなかったために、大会でつるし上げられたことも、工場幹部と一部分の民衆が持つ「敵」と「味方」の意識および政治運動の手法を反映した。ところが、調査に対して、工場側は「婚姻法」の徹底における誤りの責任を逃れるために、張と王を解雇した理由は仕事のやり方と生活態度にあると繰り返して強調した。解雇の行為と貫徹婚姻法運動と区別しようとした。これもまた、高度に政治化した社会環境において、人々の政治運動に対する慎重な態度も垣間見える。

一方で、中央や地方政府と貫徹婚姻法運動の組織は、工場側のやり方を批判したことによって、積極的に貫徹婚姻法運動と過去の政治運動とはっきり区別して、「婚姻法」の正

40 『一周情況彙報』（1953年4月8日）瀋陽市檔案館 Z8-2-96.

当性を維持しようとした。

終わりに

1950年「婚姻法」の施行は、その背景に国民経済回復、抗米援朝という二つの現実の任務がありながら、民衆の伝統心性と政治化する社会の抵抗にあった。1950年「婚姻法」の施行には伝統心性と新しい観念との衝突、及び法律の施行と生産動員や政治運動と絡み合う関係性が集中的に表れていた。

「婚姻法」は女性の権利の獲得のための法律的根拠を提供したが、その施行は女性を含めた人々の伝統心性の抵抗にあった。さらに、新しい観念の形成に伴って、伝統的観念との間にずれが生じ、それはまた「婚姻法」の施行を妨害した。これらの問題が発生したため、基層社会では「婚姻法」の宣伝と施行をできるだけ回避しようとするような現象が見られた。

「婚姻法」に伴う社会問題を是正するために、1953年に貫徹婚姻法運動が展開された。一二九工場の解雇事件からは、恋愛と婚姻問題の処理において、政治運動の手法と階級イデオロギーの要素がよく働いたことが分かった。中共と地方政府は貫徹婚姻法運動を他の政治運動と厳格に区別して、階級闘争の要素を持ち込まないように強調したが、基層社会では時に貫徹婚姻法運動の機に乗じて、「敵」と「味方」の分断を持ち込み、階級対立の問題による解決がはかられた。1950年代に形成されつつあった高度に政治化する社会は「婚姻法」を徹底する主な障害となった。

その一方で、女性を含めて、民衆は習得してきた政治手法をもって、「婚姻法」に基づいて、自らの権利ひいては不当な行為の合理性を主張した。

1950年「婚姻法」施行の曲折がある過程は、人民共和国初期、大衆動員・政治運動と法律の施行との衝突を反映した。この過程はすなわち当該時期基層社会変革の一つの縮図と言えらる。